

かがにこにこパーク キッチンカー（移動販売車）飲食販売出店要領

1. 目的

にこば共同企業体（以下「にこば JV」という）が指定管理する、かがにこにこパーク（以下「にこば」という）および周辺地域には昼食を取るための施設やコンビニエンスストア等の店舗が十分ではなく、にこばの主たる入場者である子育て家族にとって不便な状況となっている。

子どもやその保護者の利便性を向上し、にこばの集客・経営環境を改善する施策の一環として、にこば前の広場スペースを活用したキッチンカー（移動販売車）（以下、「キッチンカー」という）を利用した飲食販売を行うものであり、にこばと加賀市中央公園の魅力を高めることを目的とする。

2. 出店事業者の応募条件および資格

(1) 出店申込資格

以下の全てに該当する個人・法人・任意団体は、キッチンカー申込書にて申込みことができる。

- ① 上記「1.目的」に同意できる者
- ② キッチンカーを保有及びリースしている者、又は、保有及びリースの計画がある者
- ③ 北陸三県にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- ④ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ⑤ 食品賠償保険等に加入している者
- ⑥ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- ⑦ にこばの販売スケジュール、区画に同意できる者
- ⑧ 各種イベント、企画等に積極的に参加、協力できる者

(2) 出店申込禁止

以下の何れかに該当する個人・法人・任意団体は、申込みできない。

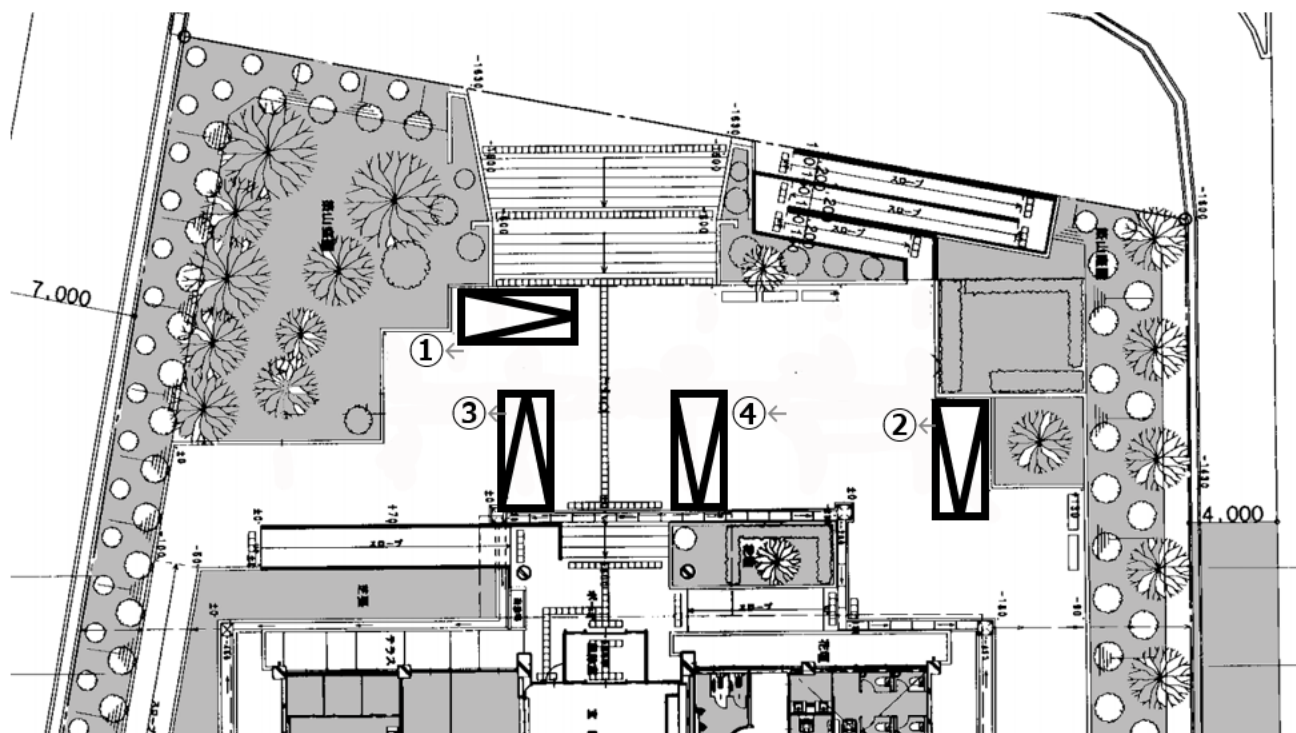
- ① 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）
- ② 破産者であって、復権していない者
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者
- ④ 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ⑤ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑥ 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- ⑦ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑧ 国税および地方税、市民税等を滞納している者
- ⑨ 暴力団関係者及びその繋がりとされる者

(3) 出店資格審査

出店事業者の登録は随時受け付ける。出店希望事業者から出店申請書および必要な添付資料の提出を受け、にこば JV が審査し、登録事業者として決定する。その審査結果を通知する。

(4)出店場所及び区画

にこば前の広場内で、下図の様に4か所を設定する。



(5)販売可能な商品

事業者の保有する営業許可証の範囲内の飲食物とする。

(6)販売禁止商品

酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及びにこばJVが不適当と判断したもの

(7)出店スケジュールの調整及び周知

にこばJVにて調整し決定する。

基本的に、出店募集の該当月の前月初旬に出店登録事業者に対し、出店希望日および希望場所の調査を行い、にこばJVが調整を行った後、該当月の前月中旬にスケジュールを周知する。

※にこばが行う調整とは、過去の販売実績、事務処理手続きの履歴、歩合率、またメニュー等を考慮した総合的な調整のことをいう。

(8)出店時間

原則として午前10時00分から午後4時00分までの間とする。なお、状況により時間の短縮、及び延長は申し出により可能とする場合がある。

(9)営業料（最低保証料付歩合型）

以下の①と②のうち高い方の金額を営業料とする。

① 出店料 2,160円（税込）／1日 ※最低保証料

② 販売金額合計（税込）[販売実績金額] × [7%以上の歩合率%] *1円未満切り捨て

*歩合率は7%以上で出店者の提案により決定する

*出店者は出店した日を含む3日以内に販売実績報告書をにこぱJVへ提出する

*営業料は、にこぱJVが月末締めにて計算された請求書を、翌月中旬頃までに発行し、出店者は請求書の発行された月の末日までに指定された金融機関口座へ振込む方法により支払う。なお、振込手数料は出店者が負担する

3. その他留意事項

(1) キッチンカー配置場所は歩行者空間であるので、キッチンカーの搬入・搬出は案内・誘導の人員を配置するなど、歩行者への安全に配慮し出店者各自で行うこと

(2) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、原則として出店者各自で用意すること

(3) 調理に火気を使用する場合、必ず消化器を設置すること

(4) 出店日には自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること

(5) 販売終了後は、にこぱ敷地内だけでなく周辺中央公園内の他の場所でのごみ放置が無い様見回りし、設置前と同じ状況へ戻すこと（現状復帰）

(6) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること

(7) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある

(8) キッチンカーの破損、紛失等について、にこぱJVは一切責任を負わない

(9) 出店者は、にこぱJVとの契約後、出店依頼に対し常時出店できるよう誠意をもって努めること

(10) にこぱJVの運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なき出店の取りやめをした場合、出店を停止することがある

(11) 食品のアレルギー表示をキッチンカーの目立つ場所に明記すること

4. 申込方法

<https://www.nicopa.jp/キッチンカー/>

よりダウンロードした書類へ記入し、必要添付資料と合わせてお問い合わせ先へ提出して下さい。

5. お問い合わせ（毎日9:00~17:00まで（第3火曜日、年末年始12月31日、1月1日を除く））

かがにこにこパーク

〒922-0431 石川県加賀市山田町リ245番地2

☎ 0761-72-2508 FAX 0761-72-1258 電子メール：nicopakaga@ace.ocn.ne.jp